

月刊エフアンドパートナーズVOL.12

【住宅ローン減税】



今年も早いもので、一年の締めくくりの時期になりました。
クリスマス控えて、街も活気づいていますね。

今回は、**住宅ローン減税** についてです。

司法書士法人
F&Partners

住宅ローン減税制度ってどんな制度？

住宅ローン減税制度は、住宅ローンを借りて居住用住宅の取得や増改築を行った場合に、毎月一定額を所得税額から控除できる制度です。

対象となるのはどんなとき？

住宅ローン減税制度を利用できるのは次のようなときです（ただし、それぞれ適用を受けるための要件があります）。

- ① 居住するために住宅を新築または取得したとき
- ② 居住用住宅の取得とあわせて敷地を取得したとき
- ③ 居住用住宅について、増築または改築を行ったとき

住宅ローン減税制度を利用するための要件って？

住宅ローン減税制度の適用を受けるための要件は、取得の場合はその住宅が新築か中古か、増築または改築を行うのかによって多少異なりますが、共通する要件は以下のとおりです。

- ① 返済期間10年以上の住宅ローンであること
- ② 取得後6カ月以内に入居し、居住し続けていること
- ③ 所得金額が3,000万円以下であること
- ④ 住宅の床面積が50㎡以上であり、床面積の2分の1以上が居住用部分であること
- ⑤ 確定申告を行うこと

住宅ローン減税制度を用いるためには給与所得者でも確定申告をする必要があります。
翌年3月15日までに他の所得税控除や税額控除とあわせて申告することになりますので、
要件の確認や必要書類の準備は早目に行うようにしてくださいね♪



お問い合わせフリーダイヤル
平日 9:00~19:00
土日祝10:00~19:00
0120-356-652

- ＜京都事務所＞
京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町623番地
第11長谷ビル5F
- ＜滋賀事務所＞
滋賀県草津市大路1丁目1番1号 エルティ932 1F
- ＜大阪事務所＞
大阪市中央区内本町1-1-1 OCTビル3F
- ＜神戸事務所＞
兵庫県神戸市中央区中町通2丁目2-17